

放課後キッズクラブ 入会のしおり 令和4年度版



日枝小学校放課後キッズクラブ

運営法人


Smile Crew
株式会社スマイルクルー



目 次

1	放課後キッズクラブとは	1
2	運営法人 株式会社スマイルクルー について	2
3	日枝小学校放課後キッズクラブの活動について	2
4	放課後キッズクラブの開所日について	2
5	放課後キッズクラブの利用区分について	3
6	わくわく【区分1】の利用について	4
7	すくすく【区分2A・B】の利用について	6
	くすくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について	7
8	保険への加入について（保険に関するQ&A）	9
9	口座情報の登録	11
10	入退室システム「みまもりキッズ」について	12
11	入退室システムのユーザー登録方法と利用方法	12
12	ここまでのまとめ	13
13	利用申込みについて	15
14	利用の決定について	16
15	新1年生の利用開始について	16
16	利用区分の変更について	16
17	『キッズニュース』（通信）について	18
18	利用当日の流れについて	18
19	おやつについて	20
20	利用料等の支払方法について	20
21	警報発表時等の対応について	21
22	夏休み期間中の利用について	22
23	ご意見・ご要望等について	23
24	お問い合わせ先	23
	個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）	24

（参考資料）

- 令和4年度放課後キッズクラブの利用にあたって必要な書類等について

（様式等）

- 放課後キッズクラブ利用申込書、利用申込書記入例

1 放課後キッズクラブとは

放課後キッズクラブは、小学校施設を活用して実施する事業です。①全ての子どもたちを対象に無償で「遊びの場」を提供すること、②留守家庭児童を対象に「生活の場」を提供することを目的に実施しています。

平成16年度に開始され、令和2年度には本市の全ての小学校に設置されています。

(日枝小キッズクラブは市内で唯一、学校外にあります。)

日枝小学校放課後キッズクラブは、南区が選定した法人(株式会社スマイルクルー)が運営を行っています。

★横浜市から保護者の皆さまへ★

横浜市では、放課後キッズクラブ事業が一層充実するよう事業の見直しに取り組んでいます。

令和4年度に向けては、有識者や関係者の皆さまから広く意見を聴取する検討会や、事業にかかわる関係者へのアンケートを実施したうえで、「子ども・子育て会議 放課後部会」の有識者の方々にもご意見を賜りながら、検討を進めております。このため、令和4年度の利用にあたり「入会のしおり」の内容から変更が生じる場合には、皆様に別途お知らせさせていただきます。

＜横浜市「放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hokago/hokagokids/minaoshi.html>

(横浜市トップページ暮らし・総合>子育て・教育>放課後児童育成>放課後キッズクラブ>放課後放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた事業の見直しについて)



また、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年度において放課後キッズクラブでは「遊びの場」を目的とするわくわく【区分1】については、利用時間や利用日を一部制限して実施をしています。

令和4年度においても、わくわく【区分1】については感染状況や教育活動にもあわせて引き続き利用を制限することもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、放課後キッズクラブに関する新型コロナウイルス感染症に係る通知等については、市ウェブページでもお知らせしていきます。

＜横浜市「新型コロナウイルス感染症に係る通知等について」ホームページ＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html>

(トップページ事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>放課後児童育成事業>新型コロナウイルス感染症に係る通知等について)



2 運営法人 株式会社スマイルクルー について

日枝小学校放課後キッズクラブを運営する株式会社スマイルクルーは創業以来、保育士・幼稚園教諭等に特化した人材派遣・紹介サービスと直営保育施設の運営を行って参りました。現在は、横浜市内で19校の放課後キッズクラブを運営しており、令和4年度は22校に増える予定です。今までの実績とノウハウを元に、子どもたちの放課後の楽しい居場所づくりに努めていきます。

放課後キッズクラブにおける運営方針

「Enjoy! 遊びの場」

- 異学年との交流を通し、お友だちと遊ぶ楽しさとルールを大切にします。
- ワクワクして過ごせる笑顔の時間をみんなで作り上げていきます。



「Challenge! 学びの場」

- 「なぜ?」「どうして?」を大切にし、失敗することを恐れず、挑戦していく姿を見守ります。
- 多くの経験から新しい「やりたい!」を発見することで、考え生み出していく力を培います。

「Natural! 成長の場」

- 「こんにちは」「ありがとう」の挨拶など生活習慣を大切にします。
- 自分らしさを大切にすると同時に互いを認め合い、相手を思いやる気持ちや伝えたいことが言えるような心の成長を育みます。

3 日枝小学校放課後キッズクラブの活動について

日枝小学校放課後キッズクラブは学校外にありますので、学校とキッズ間の移動や外遊びなど、まずは放課後の子どもたちが安全にキッズに参加できること、そしてキッズで安心して過ごせることに配慮をしています。

【毎日の活動】：屋内では、オセロ・チェス・将棋・お絵かき・ぬりえ・おりがみ・読書 等
：屋外では、蒔田公園内でドッジボール・サッカー・キックベース・縄跳び・鬼ごっこ 等

【毎月の活動】：学校体育館を利用した中高学年向けプログラム（月数回）

：スポーツクラブ（月数回）

：地域の人たちと一緒に作る子どもたちの学びの場

※昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、【毎月の活動】の実施に制限がありました。

今年度も引き続き、様子を見ながらの活動実施となります。

詳しくは、キッズクラブニュース（通信）をご参照下さい。

4 放課後キッズクラブの開所日について

放課後キッズクラブは、以下の（１）～（３）の日を除き、毎日開所します。

- （１）日曜日
- （２）国民の祝日
- （３）12月29日から1月3日まで

ただし、放課後キッズクラブを閉所するやむを得ない理由がある場合や、利用希望がない場合等において、閉所または開所時間を短縮する場合があります。

また、利用可能な日や時間は利用区分によって異なります。（詳しくはP3参照）

5 放課後キッズクラブの利用区分について（令和3年度時点）

利用にあたっては、遊び場利用を目的とした「わくわく」区分と、それに加えて留守家庭児童等の遊び及び生活の場所を目的とした「すくすく」区分があります。

また、「すくすく」区分には、午後5時まで利用の「すくすく（ゆうやけ）」と午後7時まで利用の「すくすく（ほしぞら）」があります。それぞれの利用区分の違いの概要は、次の表のとおりです。利用目的に沿って区分を選択くださいますようお願いいたします。

利用区分		わくわく	すくすく	
			ゆうやけ	ほしぞら
利用目的		遊びの場	遊びの場＋生活の場	
登録条件		・当該小学校又は当該義務教育学校前期課程（以下「当該小学校等」という。）に通学している児童であること。		
		・当該小学校区又は当該義務教育学校区（以下「当該小学校区等」という。）に居住し、国立小学校、私立小学校又は特別支援学校等に通学している児童であること。		
		—	留守家庭児童等※であること	
利用時間	平日	放課後から午後4時まで	放課後から午後5時まで	放課後から午後7時まで
	土曜日	なし ※プログラムのある日のプログラム参加は可	午前8時30分～ 午後5時まで	午前8時30分～ 午後7時まで
	学校休業日	午前9時～12時 午後1時～4時 ※午前・午後のどちらかで利用ができます。（2時間程度）		
利用料		無 料 ※スポット利用は800円+おやつ代	月額2,000円+おやつ代 ※延長料（午後7時まで）は 400円/回	月額5,000円+おやつ代
			減免あり	
保険加入料		年額700円必須（詳しくはP9参照）		
定員		なし	あり	
利用申込に必要な物		利用申込書	・利用申込書 ・キャッシュカード ・留守家庭児童等であることの証明書	
		※利用区分に関わらず、食物アレルギーのある児童は、学校生活管理指導表（写し）の提出が必要です。		

※留守家庭児童等とは、保護者が就労等により、放課後の時間帯において、お子さんを保護・養育することが難しい世帯のお子さんをいいます。

6 わくわくの利用について

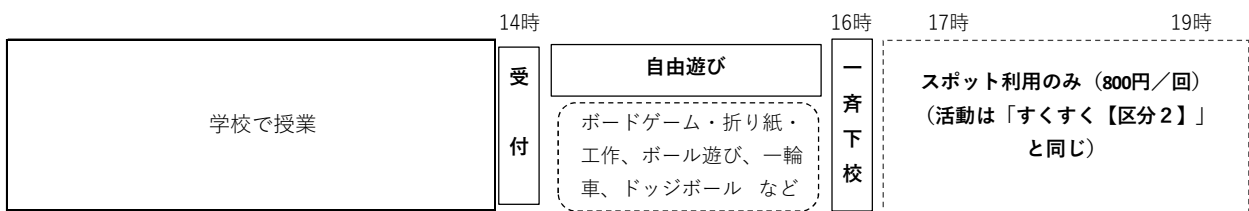
(1) 利用時間

平日	放課後～午後4時
学校休業日※	午前9時～12時、午後1時～4時のどちらか2時間程度。 (詳しくはキッズニュースでお知らせ)

※土曜日はスポット利用や、プログラムのある日でプログラムに参加する場合のみ利用できます。

(2) 一日の活動スケジュール(標準例)

<平日(学校のある日)>

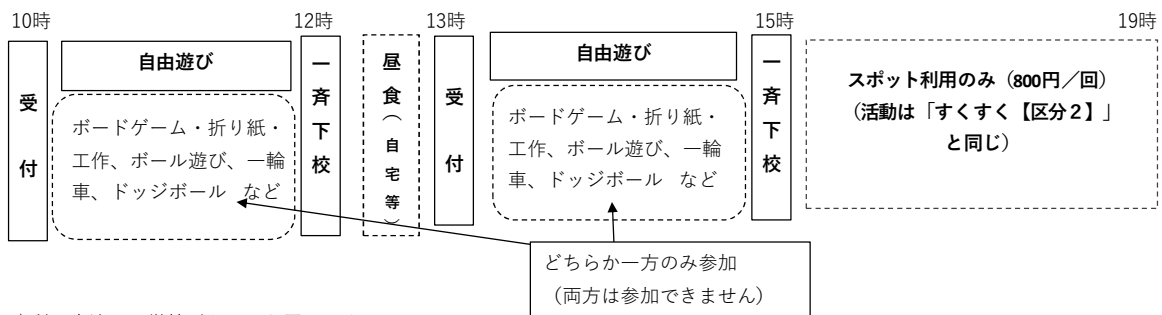


★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

<学校休業日(土曜日除く)>

<学校休業日(土曜日除く)>



★利用方法は、学校がある日と同じです。

★わくわく【区分1】のお子さんは、午前または午後の時間帯のどちらかの時間帯に参加します(両方は参加できません)。

★わくわく区分のお子さんは、スポット利用の場合を除き、**キッズクラブ内では昼食を食べられません。**

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動スケジュールや内容は異なる場合があります。

(3) 利用料金について

わくわくは**無料**です。※ただし、保険加入は必須です。

スポット利用について

スポット利用とは、わくわくのお子さんで、保護者の一時的な用事により、放課後の時間において自宅を留守にする場合などに、お子さんを留守家庭児童として午後7時まで受入れる制度です。すくすくの定員に空きがある場合のみ利用できます。スポット利用には、あらかじめのお申込みが必要で、1回あたり800円の利用料とおやつ代(実費)がかかります。スポット利用の場合、放課後キッズクラブの一斉帰宅時間までは、(季節により異なります)保護者のお迎えは不要ですが、それ以降はお迎えが必要となります。

(4) プログラム参加の場合（午後4時を越える場合）

放課後キッズクラブでは、子どもたちの活動を充実させるために、プログラムを実施しています。わくわくのお子さんが午後4時を越えて実施するプログラムに参加する場合には、プログラム終了時間まで参加することになりますが、スポット利用料はかかりません。

※ プログラム参加には、材料費等の実費がかかる場合があります。プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせします。

※ スポット利用の場合には、プログラム終了後、引き続き放課後キッズクラブでお子さんをお預かりします。

(5) 非常時における利用制限について

警報発表時（P21参照）や夏休みにおいて猛暑が予想される時（P22参照）、新型コロナウイルス感染症の影響がある場合等、児童の安全な遊び場が確保できない状況においては、わくわくの利用を制限させていただきます場合があります。

利用を制限する場合には、あらかじめ、保護者の皆さまに対して、お知らせさせていただきます。

なお、令和3年度における新型コロナウイルス感染症の対応については、以下のとおりです。

【新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について】

新型コロナウイルス感染拡大防止にあたり、放課後キッズクラブでは、横浜市が策定する「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき安全対策を図りながら運営をしています。

また、令和3年度においては、密を避けるため、横浜市の指示に基づき、遊び場利用であるわくわくについては、利用時間や利用日を一部制限して実施しています。

現在もまだ感染拡大が終息しない状況であることから、令和4年度においても、横浜市の指示に基づき、わくわくの利用については、引き続き利用時間や利用日を制限させていただく可能性があります。

あらかじめご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

7 すくすくの利用について（令和3年度時点）

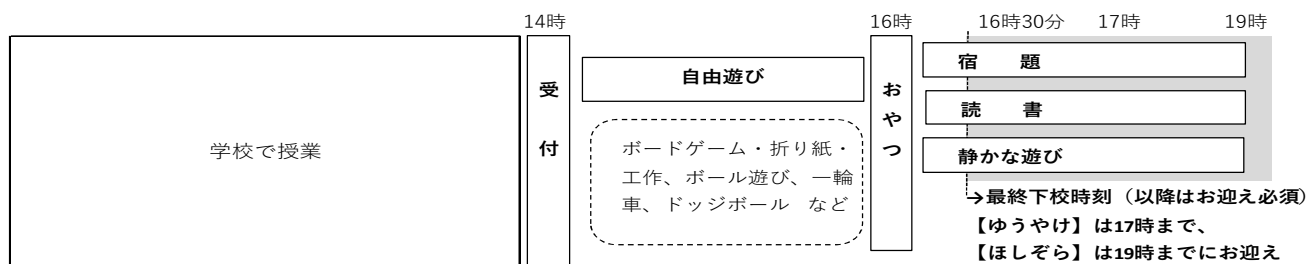
（１） 利用時間

	すくすく（ゆうやけ）※	すくすく（ほしぞら）
平日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後5時	午前8時30分～午後7時
学校休業日		

※すくすく（ゆうやけ）は延長料（400 円/回）を支払うことで、午後5時以降も、午後7時まで利用することができます。

（２） 一日の活動スケジュール（標準例）

＜平日（学校がある日）＞



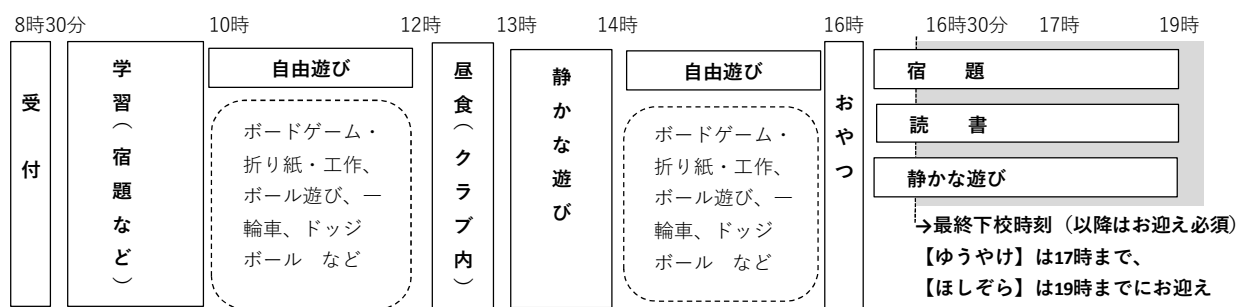
★利用カードを提出し、受付をすませてから、遊びます。

★自由遊びの時間には、プログラムを実施することもあります。希望するお子さんはプログラムに参加することもできます。

★16時以降は、おやつを食べたり、宿題や読書など静かな活動を行います。

★キッズクラブが設定する最終下校時刻（季節によって異なる）を過ぎたら、保護者のお迎えが必要となります。

＜学校休業日（土曜日含む）＞



★利用方法は学校がある日と同じですが、1日中キッズクラブで過ごすため、生活習慣やリズムが崩れないように配慮して活動します。

※上記の図は横浜市が示す一例で、実際の活動のスケジュールや内容は異なる場合があります。

（３） 利用料金について

すくすくは、「生活の場」として保護者が安心して子育てと就労等を両立できるよう支援することを目的としており、利用者には相応の利用料金をご負担いただいております。利用料金はキッズクラブの運営及び活動を維持していくための経費としています。

	すくすく（ゆうやけ）	すくすく（ほしぞら）
利用料金（月額）	2,000 円	5,000 円
延長料金（午後7時まで）	1 回あたり 400 円	—

※利用料金とは別に保険の加入が必要です（詳しくはP9参照）。

※すくすくの利用料はその月の利用がなくても、利用料が発生します。

※おやつ代として実費相当額がかかります。プログラムに参加する場合には、利用料金とは別に材料費等の実費がかかる場合があります。（プログラム実施日や申込などの詳しい内容はキッズニュース等でお知らせしていきます。）

※すくすくの利用料には減免制度があります（詳しくはP7参照）。

＜すくすくの利用料減免制度について＞

横浜市では、放課後キッズクラブのすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）を利用するのに経済的な理由でお困りの方に対して月額利用料を減免し、利用を支援する制度を設けています。

（１）減免の対象となる方

以下の①～③のいずれかに該当する方が減免対象となります。

- ①横浜市就学援助を受けている方
- ②生活保護世帯の方
- ③市民税所得割非課税世帯の方

（２）減免金額

すくすく減免適用後の利用料金（月額）

	すくすく（ゆうやけ）	すくすく（ほしぞら）
利用料金（減免適用前）	2,000 円	5,000 円
減免適用後	0 円	2,500 円

※減免対象となるのは月額利用料のみであり、おやつ代、材料費及びプログラム利用費等の実費、わくわくのスポット利用料（1 回 800 円）、すくすく（ゆうやけ）の延長料（1 回 400 円）及び保険加入料は減免の対象となりません。

（３）減免制度利用にあたっての留意点

- ・（１）に記載している①～③のいずれかの要件を満たさなくなった場合（例：就学援助の対象ではなくなり、受給を辞退した場合、婚姻により非課税世帯では無くなった場合等）については、速やかに「放課後キッズクラブ利用料減免適用外申出書」のご提出をお願いします。
- ・虚偽又は不正な申請等により、減免を受けた場合には、通常の利用料を遡ってお支払いいただきます。

減免を希望する場合は次ページの「（４）申請手続き」もあわせてご確認ください。

(4) 申請手続き

減免を希望される場合は、以下の表をご確認いただき、利用申込書の「V 減免利用について」欄を記入した上で、必要書類を提出してください。※提出書類や提出時期は対象となる方によって異なります。

なお、年度途中で減免の対象となったこと等により、利用申込後に減免を希望される場合は提出書類をご準備いただき、クラブへお申し出ください。

対象となる方	提出書類	提出時期
①就学援助を受けている方	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ【コピーしたもの】 ・年度途中から就学援助を受ける場合は、<u>就学援助の対象となる事由が発生した月をお申し出ください。（当該月から減免の適用となります。）</u> ・4月に当初に申請をされた方は、7月下旬頃に学校より送付されます。4月以降に支払われた利用料については、遡って減免が適用されます。（減免相当額は後日返金※） ・新入生を対象とした「入学準備費」とは異なります。	学校から受理次第 速やかに
②生活保護世帯の方	保護証明書【原本】又は生活保護費支給証【写し】 ・保護証明書の発行は、区役所生活支援課生活支援係の担当ケースワーカーに依頼してください。（無料です。）	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時
③市民税所得割非課税世帯の方	以下の書類のうちいずれか1つ ①市民税・県民税課税（非課税）証明書【原本】 区役所税務課で取得することができます（1件につき300円がかかります）。 ②市民税・県民税税額決定・納税通知書【写し】 区役所で納入している場合は、区役所から送付されます。 ③給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額通知書【写し】 勤務先で徴収されている場合は、勤務先からもらえます。 ※減免を受けようとする月により、提出していただく証明書・通知書の年度が異なりますので、放課後キッズクラブへお問合せください。 ※市民税所得割非課税世帯の証明書は個人ごとに発行されます。世帯での非課税を確認するために、世帯全員の証明書をご提出ください。	キッズクラブ申込時 又は 減免の適用を受けようとする時

※前年度に、就学援助を受けていることにより、利用料の減免を受けている場合は、4月から書類を提出するまでの期間の利用料は減免適用後の金額をお支払いいただくことができます。就学援助の審査の結果、対象ではない場合は遡って減免相当額をお支払いいただきます。

8 保険への加入について

放課後キッズクラブでは、利用いただく皆様に、万一の怪我や事故の賠償責任に備えて、保険制度にご加入いただくとともに、制度運営費を負担していただきます。この制度は日枝小学校キッズクラブを利用するお子さんを対象に、運営法人株式会社スマイルクルーが加入するものです。放課後キッズクラブの利用申込み手続きの際に、負担金をお支払いください。

なお、負担金は年間分であるため、一度納入された負担金は、返金することができません。また、「保険制度に関するQ&A」も、あわせてご一読ください。

【補償内容】

〔①傷害保険〕〔②賠償責任保険〕2つの補償があります。

放課後キッズクラブの活動中及び放課後キッズクラブと自宅の往復途中（自宅への一時帰宅も可）に発生した事故等を補償する制度です。

- ① 児童が怪我による死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウィルス性食中毒」も対象です）
- ② 児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

(1) 保険制度運営負担金 お子さん1人につき 年額700円

(2) 補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害 保険	通院（1日目から90日限度）	1500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4000円/日
	死 亡	3,000万円
	後遺障害	90万円～3,000万円
賠償 責任	対物賠償・対人賠償	共通限度額 1名/1事故 5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3) 対象となる事故の範囲

傷害保険・・・放課後キッズクラブ利用中のお子さんの事故
放課後キッズクラブと自宅の間を往復途中のお子さんの事故（交通事故も含む）
賠償責任・・・放課後キッズクラブ活動中に児童が他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことにより、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

(4) 支払方法

支払いは・・・ゆうちょ銀行または郵便局のATMにおいて、放課後キッズクラブで配付する『払込取扱票』を用いてお支払いください。
手数料は保護者様のご負担になります。

なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの場合は、ATMにおいて、電信振替*ができます。

※相手の口座へ預かり金を振り替える送金方法

(5) その他

- ・利用申込みに際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求にかかる案内が届かない場合は、放課後キッズクラブまでご連絡ください。

保険制度に関する Q&A



Q 1	保険の掛金を支払わないと、キッズの利用はできないのですか？
A 1	はい。保険の掛金は、受益者負担として利用者の方にご負担していただくことになっています。必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 2	2年生と4年生の保護者です。2人ではいくら支払えばよいのですか？
A 2	1人あたり年額700円ですので、この場合2人で1,400円となります。
Q 3	振り込みに行く時間がありません。子どもにお金を持たせて、スタッフの方に渡してもいいですか？
A 3	お子さまにお金を持たせることは、やめてください。 キッズクラブを利用する前に、保護者の方が掛金をお支払いしていただきますよう、ご協力をお願いします。
Q 4	1日だけのイベントへの参加でも保険の掛金を支払うのですか？
A 4	はい。年度単位での加入のため、1日だけのイベント、または長期休業日だけ利用する場合でも、必ず利用前に掛金をお支払いください。
Q 5	今度転居するのですが、転入先の小学校でも継続できるのですか？
A 5	保険制度は各運営法人が選定した保険に加入しているため、転入先のキッズクラブが加入している負担金をご負担いただきます。なお転入先の運営法人が同一法人であれば引き続き継続可能です。詳しくは転入先のクラブ/運営法人にご確認下さい。
Q 6	キッズクラブに登録したが、一度も利用せずに、途中でやめたのですが、掛金の700円は返還してもらえますか？
A 6	一度お支払いいただいた掛金は、お返しすることはできませんのでご了承ください。
Q 7	保険金支払の対象となる傷害とは、どのようなものを指すのですか？
A 7	本市が定めている仕様で保険金支払の対象となるのは、キッズの活動中又はキッズと自宅の間を往復途中（自宅への一時帰宅も可）の「急激で偶然な外来の事故」による傷害です。したがって、長時間の運動による筋肉痛及びけんしょう炎などは、傷害に該当しませんので、保険金支払の対象にはなりません。
Q 8	子どもがキッズで指を少し切ったので、病院に行きました。治療は1日だけで終わったのですが、1日だけでも傷害保険金は出るのですか？
A 8	はい。1日だけの通院でも保険金は出ます。ただし、鍼灸院などの場合には保険金の対象とならない場合があります。また、保険金ですので医療機関に支払った全額が補償されるものではなく、定額の支払となります。
Q 9	事故にあった場合、どのような手続きをすればよいのですか。
A 9	キッズの活動中に事故にあった場合には、スタッフに報告してください。活動中に転倒し、そのまま帰宅して自宅で頭が痛くなり病院に行った場合など、活動中の事故が原因で帰宅後に通院した場合、保険金支払の対象となることもありますので、すみやかにキッズのスタッフに報告してください。 後日、契約保険会社からご自宅に請求書類が送付されますので、必要事項をご記入のうえ、返送してください。この際、受診した医療機関の領収書が必要になる場合がありますので、領収書は保管しておいてください。

9 口座情報の登録

すくすくに登録している方を対象に、月額の利用料およびおやつ代はご登録の口座より自動引き落としとなります。（登録料・引き落とし時手数料無料）

【口座情報の登録方法】 ※キャッシュカード読み取り機にて登録いたします。

1. 利用申込書のご提出の際に、口座引き落としされる銀行口座のキャッシュカードをお持ちください。
2. 暗証番号を入力してください。
3. 読み取り機のレシートに口座名義人様のお名前、お子さまのお名前を記入してください。
4. 利用料金のご請求額につきましては、「みまもりキッズ」のマイページよりご確認ください。

【ご請求月】

利用料の種類	ご請求日
すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）の月額利用料	利用実績のあった月の翌月27日
すくすく（ゆうやけ）の午後5時を過ぎての延長利用	
すくすく（ゆうやけ・ほしぞら）のおやつ代	

引き落としは毎月27日（27日が土日祝日等、銀行休業日の場合は翌営業日）となります。

ご入金の前日までお願いいたします。



スマイルクルーの放課後キッズクラブでは、入退室管理システム「みまもりキッズ」を導入しています。
※入会の際はユーザー登録が必要となりますので、利用申込書の提出までに必ず登録をお願いいたします。



入退室システムイメージ

11 入退室システム「みまもりキッズ」ユーザー登録方法と利用方法

次ページからの「みまもりキッズ登録方法・利用予約方法」をご参照いただき、ご登録ください。

※ 「みまもりキッズ登録方法・利用予約方法」についてはキッズクラブまでお問い合わせください。

わくわく『遊びの場』としての利用のしかた

こんな方におすすめ

- ・ 放課後は夕方4時までキッズクラブでお友達と遊ばせたい。
- ・ 4時過ぎにはご自宅に保護者の方が帰っている。
- ・ 土曜日はご自宅に保護者の方がいる。



ご注意ください！

- ・ 土曜日は利用ができません。
- ・ 夏休みなどの長期休業中は、午前か午後の2時間程度の利用になります。
- ・ スポット利用（1日800円）で、夜7時までの利用ができます。（別途おやつ代）
- ・ 警報発表時や夏休み中の猛暑が予想される時や、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響がある場合等、利用を制限させていただく場合があります。

わくわく申込み方法



保険負担金 700 円を
郵便局でお支払いください。



入退室システム「みまもりキッズ」の登録

- ①払込領収書を貼付
- ②利用申込書の該当欄に全て記入
キッズクラブに提出してください。



すくすく『生活の場』としての利用のしかた

ゆうやけはこんな方におすすめ

- ・ 放課後は夕方5時まで利用したい。
- ・ 土曜日も仕事なので利用したい。

ほしぞらはこんな方におすすめ

- ・ 放課後は夕方7時まで利用したい。
- ・ 急な残業などでお迎えの時間が心配。



ご注意ください！

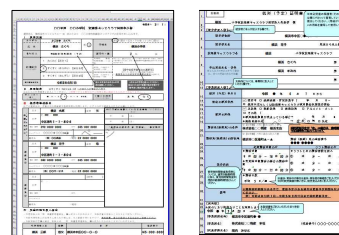
- ・ 最終の一斉下校時間（季節により異なる）後はお迎えが必要です。
- ・ 区分変更する際は、区分変更届を必ず提出してください。
- ・ 利用が無くてもすくすくに登録している間は月額利用料が発生しますのでお気をつけください。

すくすく申込み方法



保険負担金 700 円を
郵便局でお支払いください。

留守家庭児童であることの
証明書の準備
(就労証明書や自営業従事者等申告書など)



引落し銀行のキャッシュカード



入退室システム「みまもりキッズ」の登録

13 利用申込みについて

放課後キッズクラブの利用申込は年度単位（4/1～3/31）で行います。年度当初から利用を希望する場合は以下の締切日までに、必要書類を放課後キッズクラブにご提出ください。

年度途中から利用する場合は、利用希望月の前月末日までに必要書類を提出してください。

利用区分	利用登録に必要なもの	提出締切 ※4/1 から利用開始の場合	
		在校生	新1年生
わくわく	① 利用申込書 (保険負担金の領収書を貼付)	令和4年3月12日(土)	令和4年3月12日(土)
すくすく	① 利用申込書 (保険負担金の領収書を貼付) ② キャッシュカード ③ 留守家庭児童等を証明する書類	令和4年3月12日(土)	令和4年3月12日(土)

※わくわくの新1年生は、スポット利用の場合を除き、4月中旬からの利用開始となります（詳しくはP16参照）。

＜留守家庭児童等を証明する書類＞ 必要な方はキッズクラブに取りに来てください。

すくすくの登録の場合には、お子さんと同居するすべての保護者について、次の書類のいずれかが必要になります。証明書等をご提出いただけない場合は、すくすくへの登録はできません。

※保護者とは、そのお子さんの父母又は父母に代わって養育している者のことをいいます。

※兄弟姉妹等、2人以上がすくすくに登録する場合、留守家庭児童等を証明する書類は1部で差し支えありません（利用申込書はお子さん1人につき1部必要です）。

保護者の状況	各種証明書等
会社員、公務員等	<u>就労（予定）証明書</u>
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	<u>自営業従事者等申告書</u>
病気の方 看護・介護中の方	<u>病気・障害等申告書</u> （※1） ※診断書等、状況が確認できる書類を添付してください。
障害のある方	<u>病気・障害等申告書</u> ※身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類を添付してください。
求職中の方	<u>求職活動申告書</u> （※2）
在学中（中学生、高校生除く）	<u>学生証の写し又は在学証明書</u>
震災、風水害、火災その他の災害の 復旧に当たっている方	<u>罹災証明書</u> ※ ※地震による家屋損壊…区役所 地震による火災・消火損、火災及び風水害による被災…消防署で発行しています。

※1 病気・障害等申告書の「出産」については、原則として、出産（予定）日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。（多胎妊娠の場合は、出産（予定日）の前14週間、後8週間となります。）

※2 求職活動を理由にすくすくに登録できるのは、登録日から3か月です。就労後は、すみやかに就労（予定）証明書を提出してください。また、求職活動申告書を連続して提出することや期間を延長することはできません。

14 利用の決定について

原則、利用申込書に記載した利用開始希望日から利用することができます。

ご提出いただいた利用申込書の記入内容に不明な点があった場合や虚偽等があった場合は、すすくへの登録をお断りさせていただくことがあります。その場合は、放課後キッズクラブ又は運営法人株式会社スマイルクルーから事前にご連絡させていただきます。

15 新1年生の利用開始について

新1年生の利用開始日は、登録する区分によって異なります。

利用区分	利用開始日
わくわく	学校生活への影響を考慮し、利用開始は4月中旬以降からとなります。 ただし、スポット利用（利用料800円+おやつ代）の場合は、4月1日から利用することができます。
すすく	4月1日から利用することができます。

＜新1年生の利用にあたっての注意事項＞

利用区分にかかわらず、新1年生が4月1日から4月30日までの間に利用する場合は、次の点にご協力いただきますようお願いします。

- ① 利用にあたっては、原則保護者のお迎えが必要です。（学校授業終了時はキッズクラブスタッフの引率でキッズへ行きます。）
- ② お子さんの状況を把握するため、事前に放課後キッズクラブ職員と面談をさせていただく場合があります。

16 利用区分の変更について

利用登録後、就労状況等の変更により、年度途中で利用区分を変更したい場合には、利用区分変更申込書を提出してください。

月途中での利用区分の変更は原則できません。利用区分変更申込書は、原則変更希望月の前月末日までに提出してください。ただし、夏休み（7・8月）については、定員調整が必要になる場合もあるため、原則6月中旬までに提出してください。

なお、利用区分の頻繁な変更は、生活リズムが崩れるなど、お子さんの負担となる場合もありますので、極力お控えくださいますようお願いいたします。

＜留守家庭児童等を証明する書類の提出について＞

- 年度途中で、新たにわくわくからすすく（ゆうやけ・ほしぞら）に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P15参照）の提出が必要になります。
- 一度すすく（ゆうやけ・ほしぞら）に登録していた方でも、わくわくからすすく（ゆうやけ・ほしぞら）に変更する場合には、留守家庭児童等を証明する書類（P15参照）の提出が再度必要になります。
- すずく内の変更（ゆうやけ⇔ほしぞら）は、留守家庭児童等を証する書類の再提出が不要です。
- 勤務先が変わるなど、就労状況等が変わった場合には、改めて留守家庭児童等を証明する書類の提出が必要となります。

キッズクラブへの登録が完了したら、利用開始日に向けての準備をお願いします。次ページ以降の利用方法等をご確認のうえ、安全・安心なキッズクラブのご利用となるよう、保護者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

17 『キッズニュース』(通信)について

放課後キッズクラブから保護者の皆さまやお子さんへのお知らせは、放課後キッズクラブが発行する『キッズニュース』により行います。『キッズニュース』の内容については、ぜひ、お子さんと一緒に確認をお願いします。『キッズニュース』は毎月20日頃に学校の担任の先生を通じて配布します。

- ① 翌月の予定などをお知らせします。
- ② 活動の様子やプログラムの内容を写真など交えてわかりやすくお知らせします。
- ③ キッズクラブからのお知らせとお願いを随時掲載します。

事前の利用申込みについて

キッズクラブを利用するには、入退室システム「みまもりキッズ」内の利用予約画面より、参加予定に☒と退室予定時刻を打ち込み、予約してください。キッズクラブのパソコンにて予約を確認でき次第、お子さんへ「キッズカード」をお渡しします。

『キッズニュース』に子どもたちの活動の様子を写真で掲載します。キッズクラブ紹介のため、学校外の方へお渡しすることもあります。ご家庭のご事情、方針等で写真掲載を望まれない場合は、**利用申込書の裏面Ⅷ確認事項「お子さんの写真の掲載を承認します。」の欄の「いいえ」に○をつけてください。**

お申し出がない場合は、ご承諾いただいたものとさせていただきます。

18 利用当日の流れについて

(1) 当日の利用について

キッズクラブに参加する日はキッズカードに、**必ず保護者の方が必要事項を記入し**お子様に持たせてください。

キッズカード忘れや記入もれなどで、帰宅時間など不明な点がある場合は、保護者へ確認連絡をする場合があります。

(2) 来所の方法

学校授業日・・ 1年生：学校の体育館前に集合し、スタッフの引率で移動します。

2年生：スタッフ指導の下、原則子どもたちで移動します。

＊2年生になっても当面はスタッフの引率で移動します。

引率なしでの移動開始時期は、子どもの様子により決めます。

具体的な時期はキッズクラブニュースでお知らせします。

3年生以上：スタッフ指導の下、原則子どもたちで移動します。

土曜日・学校休業日・・ 各自でキッズクラブに直接来ます。

＊土曜日、長期学校休暇中には、キッズクラブは8：30から開室します。それより前は開けていませんので、キッズクラブに来る時間のご配慮をお願いします。

＊長期休暇や学校給食がない日に午前・午後を通して参加する場合は、お弁当・お茶(または水)を持参して下さい。

(3) 帰宅時間について

保護者のお迎えなしで帰宅できるのは、以下のとおりです。

一斉帰宅時間（お迎えなしで帰れる時間）
4月～9月・・・午後5時
10月～3月・・・午後4時30分

*一斉帰宅時間より後に帰宅する際は、必ず保護者または保護者が指定した方のお迎えが必要となります。

*キッズクラブからの帰宅順路などについては、ご家庭でよく話し合いをしてください。

*新1年生の4月の利用に関しては上記のとおりではありません。キッズニュースを必ずご確認ください。

(4) 出欠席について

事前に参加予定を提出していただきますが、出欠席の変更がある場合は、キッズクラブへ連絡を下さるようお願いします。所在の確認や安全確保の為に、確認連絡をする場合があります。

(4) 緊急時について

警報発令時や災害時などの緊急の場合は、保護者のお迎えをお願いします。

*緊急時は、保護者もしくは代理引取人として届出があった方に引渡しをします。

ケガや事故など緊急の場合は、ご家庭と連絡の上、医療機関へ連れて行くことになります。

*緊急の場合は、キッズ登録申込書にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

携帯電話などの番号が変更になった場合は、必ずキッズクラブにもお知らせください。

(6) その他

①上履きの用意をお願いします。

キッズクラブ内では上履きが必要です。上履きはキッズクラブの下駄箱で保管しています。
必ず記名をお願いします。

① キッズクラブは学校に準じますので、学校に持ってきてはいけないもの（ゲーム機、玩具、携帯電話など）はキッズクラブにも持たせないでください。

[代理引取人について]

事前に「放課後キッズクラブ利用申込書」のIV「児童代理引取人届出」欄に代理引取人の氏名等を記入し、事前に放課後キッズクラブに提出しておけば、その方のお迎えが可能です。
なお、代理の方がお迎えをする場合は、運転免許証等の身分証明書を提示していただきます。

19 おやつについて

すすくすく及びわくわくのスポット利用するお子さんには、おやつを提供します。おやつは昼食と夕食の間の補食として位置づけ、満腹にならないよう配慮します。

なお、お子さんの食物アレルギーについては、利用区分に関わらず、必ず「放課後キッズクラブ利用申込書」の「Ⅵ 食物アレルギーについて」に記入し、学校に提出する「学校生活管理指導表」の写しを合わせて提出してください。なお学校生活では提供されない食物（そば、くるみ等）に対するアレルギー疾患を持つ児童等、学校生活管理指導表を学校に提出していない場合でも、医師の診断に基づく「学校生活管理指導表」（写）をキッズクラブへ提出してください。また利用申込書の提出後に、食物アレルギーが判明した場合は、速やかにキッズクラブのスタッフへお知らせください。

また、おやつは、放課後キッズクラブで用意し、おやつ代として実費相当額を保護者の方にご負担いただきます。持ち込みはご遠慮いただいておりますが、特別の事情がある場合等は、別途ご相談ください。

20 利用料等の支払方法について

（１）すすくすく（ゆうやけ・ほしぞら）の利用料金等の支払方法

ご指定の口座より自動引き落としとなります。

毎月末締め合計金額を翌月 27 日に自動引き落としさせていただきます。

（※引き落とし日が土日・祝日の場合は金融機関の翌営業日の引き落としとなります。）

引き落とし額は毎月入退室システム「みまもりキッズ」内の利用履歴でご確認いただけます。

<登録方法>

利用申込書をお持ちの際には、利用料を引き落としたい口座のキャッシュカードをお持ちください。
キッズクラブにおいてペイジー口座振替のお手続きを致します。

	すすくすく（ゆうやけ）	すすくすく（ほしぞら）
利用料	2,000 円 ※減免制度あり	5,000 円 ※減免制度あり
おやつ代	100 円×利用回数	100 円×利用回数
スポット利用料 （一時延長）	400 円×延長日数	
保険料	700 円 ※初めの月のみ	700 円 ※初めの月のみ

（２）わくわくのスポット利用料金等の支払方法

- ① 利用日のお迎え時に「利用料 800 円」と「おやつ 1 回分 100 円」をお支払いください。
- ② 領収確認として、領収書をお渡しします。

（３）プログラム参加の実費徴収

プログラムの申込みと合わせて、費用をお支払いください。

お支払い方法は、プログラムの内容と合わせてキッズニュースでお知らせします。

21 警報発表時等の対応について

(1) 警報・注意報発令時（神奈川県全域または神奈川県東部または横浜・川崎）

※キッズクラブでは、緊急時や天候悪化など、児童のみの帰宅が危険だと判断される場合は、保護者のお迎えを原則とします。

※日枝小キッズクラブは、浸水・高潮浸水想定区域に所存しておりますので、避難情報※注1が発表される場合があります。

			学校の対応	キッズの対応	家庭の対応
学校がない日	警報	暴風・大雪 暴風雪	休校	受入れ体制が整い次第、開設 【すくすく・スポット利用】児童のみ受入れ	必ずキッズの開設状態を 電話で確認してください。 保護者の送迎が必要です。
	予報	降灰			
	特別警報・避難情報			キッズクラブは休みです	
	上記以外の警報			原則通常通り	*注2
登校前 (午前6時 の段階)	警報	暴風・大雪 暴風雪	休校	受入れ体制が整い次第、開設 【すくすく・スポット利用】児童のみ受入れ	必ずキッズの開設状態を 電話で確認してください。 保護者の送迎が必要です。
	予報	降灰			
	警報	大雨・洪水	原則通常通り	原則通常通り	*注2
	特別警報・避難情報		休校	キッズクラブは休みです	
登校後	学校の対応			キッズの対応	家庭の対応
	学校で留め置きになった場合・避難情報			キッズクラブは休みです	学校に児童の引き取り
	方面別下校になった場合			【すくすく・スポット利用】児童のみ受入れ	保護者のお迎えが必要
放課後	【警報】暴風・大雪・暴風雪【予報】降灰			キッズで待機。保護者へ連絡	保護者のお迎えが必要
	特別警報・避難情報				
	上記以外の警報			原則通常通り	*注2

*注1 「避難情報が発表された場合」とは、当該所在地に「緊急安全確保」、「避難指示」、「高齢者等避難」のいずれかが発表された場合をいいます。なお、避難情報については、横浜市防災情報ポータルで確認することができます。

○横浜市 防災情報ポータルURL: <https://bousai.city.yokohama.lg.jp/>

▶本市トップページ暮らし・総合防災・救急・防犯防災・災害防災・災害情報防災情報・防災情報ポータル避難指示・避難勧告の状況及び避難所の開設状況（外部サイト）

*注2 安全に帰宅できる状況のうちに児童を帰すことを原則とします。その為、活動を切り上げ早めに帰宅させることがありますが、その場合はご家庭に電話連絡をします。連絡がつかない児童、留守家庭児童はキッズクラブで留め置き、保護者のお迎えを待ちます。

(2) 大規模地震発生時（震度5以上）

*大地震が発生した場合は、学校は当日と翌日は臨時休校となります。キッズクラブも同じように閉所します。

またそれ以降も、警戒宣言が発令されている間は、キッズクラブは閉所します。

警報発表時等で通常と開所時間が異なる場合は、職員がキッズクラブに到着してから利用可能になりますので、キッズに行く前に必ず電話連絡をし、受け入れ可能になっているかどうかを確認してください。

(2) 公共交通機関の計画運休が発表された場合について※

原則として、すすく(ゆうやけ・ほしぞら)及びわくわくのスポットのみの受入れとなります。また、児童の安全を考慮し、状況に応じて、来所の自粛やお迎えを要請することがあります。

※「公共交通機関の計画運休が発表された場合」とは、市内鉄道会社(JR 線・東急線・みなとみらい線・京急線・相鉄線・市営地下鉄線・横浜シーサイドライン)の計画運休が判明した場合とします。

(3) 交通機関の計画運休等に伴い、職員の配置が困難な場合の対応

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に特別警報の発令が想定されている状況において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、事前に把握している利用児童数に合わせた条例基準の職員配置が困難な場合には、閉所する場合があります。

22 夏休み期間中の利用について

(1) わくわくの利用制限について

猛暑時には外出時のリスクや熱中症の危険が特に高くなるため、夏休み期間において「熱中症警戒アラート」が前日の午後5時にまたは当日の朝5時に発表された場合、原則わくわくの利用を休止します。詳細は、キッズクラブにお問い合わせください。

すすくに関しては「熱中症警戒アラート」が発令してもご利用いただけます。ただし、夏休み期間は長時間の活動であり、猛暑時は外遊びができないことも想定されることから、家庭で過ごすことが可能な場合には、キッズクラブの利用を控えることや計画的なご利用についてもご検討いただきますようお願いいたします。

※「熱中症警戒アラート」について

- ・発表は1日2回、前日の午後5時と、その日の朝5時
- ・暑さ指数の値が33以上と予測された場合、気象庁の府県予報区等を単位として発表

※ご家庭でも下記のアドレスから「熱中症警戒アラート メール配信サービス」にご登録いただけます。環境省・気象庁が発表する熱中症警戒アラートについて、1日2回、登録した区域で熱中症警戒アラートが発表されたとき、速やかにメールが配信されます。

「熱中症警戒アラート メール配信サービス」の登録

PC・スマートフォン <https://plus.sugumail.com/usr/env/home>

フィーチャーフォン <https://m.sugumail.com/m/env/home>

LINE 公式アカウント LINE ID : kankyo_jpn アカウント名 : 環境省

QRコード(環境省のページで「友だち追加」をタップ)



(2) 利用にあたってのお願い

<水分補給>

熱中症の予防のためには、こまめな水分補給が大切になります。

キッズクラブの利用時に水筒を持参するなど、キッズクラブまでの往復時や利用時間中に、お子さんが、こまめに水分を取ることができるよう、ご配慮をお願いします。

<利用時間の順守>

キッズクラブの利用時間より早く来て、クラブの開所まで外で待つお子さんがいらっしゃいます。日陰がない場所もありますので、熱中症予防のため、お子さんが利用時間にあわせて放課後キッズクラブに到着するよう、ぜひご配慮をお願いします。

23 ご意見・ご要望等について

放課後キッズクラブを利用するうえでのご意見・ご要望等がありましたら、日枝小学校放課後キッズクラブまたは運営法人株式会社スマイルクルーまでご相談ください。

24 お問い合わせ先

日枝小学校放課後キッズクラブ
運営法人(株)スマイルクルー
横浜市南区こども家庭支援課

TEL：714-6789

FAX：714-6789

TEL：316-4355

FAX：316-4356

TEL：341-1155

FAX：341-1145

<当社ホームページ『お問い合わせはこちら』からメールでのご質問も承っております。>

より詳しい内容、利用の申し込み等については各小学校放課後キッズクラブページへ「放課後キッズクラブ入会のしおり」をご活用ください。

お問い合わせはこちら
お気軽にご相談・お問い合わせ下さい。

※メールでのご質問の際には、『キッズクラブ名』『新学年』『お子さまのお名前』を忘れずに。

個人情報の取扱いに関する同意書（保護者様）

株式会社スマイルクルー

1. 個人情報の適切な保護と管理者

当社は、次の者を個人情報の保護管理者として任命し、お預かりした個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏えい、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

統括責任者 齊藤真紀 （045-316-4355）

2. 個人情報の利用目的

保護者の皆様からお預かりした児童、園児等及び保護者の個人情報は、下記の目的に限り利用いたします。

- ・当社が提供する保育サービス、学童保育サービス、その他のお子様の保育サービスに利用します。
- ・保育料などのお支払いに利用いたします。

3. 個人情報の第三者提供

・お預かりした個人情報を法令に基づき、市役所などに提供することがあります。
・お預かりした個人情報を、当社が委託している医療関係者に提供することがあります。
その他に法令に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

4. 個人情報の委託

当社は、上記2の利用目的の範囲内で、お預かりした個人情報の全部もしくは一部の取り扱いを他の事業者へ委託する場合があります。その際当社は委託する事業者を適切に選定評価し、個人情報の取扱いに関する契約を締結します。

5. 個人情報を提供されることの任意性について

ご自身の個人情報を当社に提供されるか否かは、ご本人のご判断によります。
しかし、必要な情報をご提供いただけない場合には、上記2の利用目的が達成できず、不利益を被る可能性がありますので予めご了承ください。

6. いただいた個人情報に開示等の請求について

当社に対してご自身の個人情報の開示等（利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、第三者への提供の停止、消去）の請求することができます。

ご要望がある場合は以下の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。その際、当社はご本人を確認させていただいたうえで、合理的な期間内に対応いたします。

〒220-0023 神奈川県横浜市西区平沼一丁目13番14号

パーク・ノヴァ横浜壺番館 301

株式会社スマイルクルー 個人情報に関するお問い合わせ窓口 総括責任者

メールアドレス：pms@smilecrew.co.jp ※特定電子メールはご遠慮ください

TEL：045-316-4355（受付時間 平日 9:00～18:00） FAX：045-316-4356

令和4年度放課後キッズクラブ利用にあたって必要な書類

<利用申込み>

利用申込書（全利用区分、必須）	
保険料（全利用区分、必須）	
すくすく【区分2A・2B】に登録する場合 ※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。 ※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。	
保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 ＋ 診断書等病気の状況がわかる書類
看護・介護中の方	
障害のある方	病気・障害等申告書 ＋ 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書
お子さんに食物アレルギーがある場合	
学校生活管理指導表（写）	
減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。	
就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ 【コピーしたもの】※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】
	生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税税額決定・納税通知書(写)
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）
	横浜市寡婦（夫）みなし適用通知書（写）

チェック欄

※このチェックリストを申込書と一緒に提出していただく必要はありません。提出書類の確認用として適宜ご活用ください。

※提出後、就労状況等、提出書類の内容に変動があった場合には、放課後キッズクラブにご連絡ください。

必要に応じて、再度、変更があった内容で書類を提出していただく場合があります。

⇒裏面は利用区分を変更する場合について

<利用区分を変更する場合>

チェック欄

利用区分変更申込書（全利用区分、必須）

新たにすくすく【区分2A・B】に登録する場合（わくわく【区分1】⇒すくすく【区分2A・B】）

※留守家庭児童等を証明する書類が必要です。

※保護者の方の状況によって提出する書類が異なりますので、下表でチェックしてください。

保護者の状況	対象書類
会社員、公務員等	就労（予定）証明書
勤務予定者	
産休中及び育休中	
自営業	自営業者等申告書
病気の方	病気・障害等申告書 ＋ 診断書等病気の状況がわかる書類
看護・介護中の方	
障害のある方	病気・障害等申告書 ＋ 身体障害者手帳等、障害の状況が確認できる書類
求職中の方	求職活動申告書
在学中の方 （中学生・高校生除く）	学生証又は在学証明書
震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている方	罹災証明書

減免申請をする場合 ※次のいずれかの提出が必要です。

就学援助世帯	就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ 【コピーしたもの】※7月下旬以降に提出
生活保護世帯	保護証明書【原本】 生活保護費支給証（写）
市民税所得割非課税世帯	市民税・県民税（非課税）証明書【原本】
	市民税・県民税税額決定・納税通知書（写）
	給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額決定通知書（写）
	横浜市寡婦（夫）みなし適用通知書（写）